

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立池之上小学校改築給排水衛生設備工事)

- 1 契約件名 世田谷区立池之上小学校改築給排水衛生設備工事

- 2 相手方 東京都世田谷区南烏山四丁目4番15号
福吉・田中建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区南烏山四丁目4番15号
福吉設備工業株式会社
代表者 山下和美
構成員 東京都世田谷区北烏山一丁目59番8号
田中工業株式会社
代表者 田中辰徳

- 3 契約金額 議決金額 232,870,000円
変更金額 274,208,000円

- 4 工期 令和6年6月28日

- 5 変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
②工事着手後、地中空洞が発見されたことに伴う工期延伸により共通仮設費、現場管理費や一般管理費が増加したため。

- 6 専決処分日 令和6年6月24日